

こまち訪問介護事業所 重要事項説明書

1 事業の目的

指定訪問介護の適正な運営を確保するために、事業所の介護福祉士または介護員養成研修の修了者によって、要介護状態にある高齢者に対し、適切な訪問介護を提供することを目的とします。

2 運営の基本方針

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。

(2) 事業者は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

(3) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図ります。

3 サービスの相談窓口

相談窓口担当者；管理者 大友 淳子 電話番号 0187(88)8885 FAX 0187(88)8772 (相談受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分)

4 事業主体概要

事業者名	株式会社アルコム	住所	〒014-0805 秋田県大仙市高梨字水里177番
代表職氏名	代表取締役 高畑愛子	設立年月日	平成 24年 10月 4日設立
電話番号	0187(88)8571	FAX番号	0187(88)8572

5 事業所の概要

事業所名	こまち訪問介護事業所									
所在地	〒014-0801 秋田県大仙市戸地谷字川前316-17									
事業者番号	0	5	7	0	8	2	6	8	5	9
管理者	大友 淳子									
サービス提供責任者	継田 あゆな、冨樫永子									
連絡先	電話 0187(88)8885 FAX 0187(88)8772									
サービス提供地域	大仙市、美郷町									
第三者評価の有無	無し									

6 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで（12月31日から1月3日、大曲の花火当日を除く）ただしサービスの提供日は月曜日から日曜日まで
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで 通常のサービスの提供時間は午前8時から午後6時まで 上記以外の時間帯もご相談に応じます。

7 事業所の職員体制

職 名	常 勤	非常勤	合 計	備 考
管 理 者	1名	—	1名	
サービス提供責任者	2名	—	2名	介護福祉士(訪問介護員兼務)
訪 問 介 護 員		8名	8名	介護福祉士、初任者研修終了者

8 サービスの内容

- (1) 身体介護に関すること
 - ①食事の介護 ②排せつの介護 ③入浴の介護 ④更衣の介護
 - ⑤身体清拭や洗髪等、清潔の保持に関する介護 ⑥通院等外出介助
- (2) 生活援助に関すること
 - ①調理(配膳、片付けを含む) ②住居等の掃除、整理整頓環境整備に関する援助
 - ③生活必需品の買い物
- (3) 相談・助言や心理的援助に関すること
 - ①生活、身上、介護に関する相談・助言 ②その他必要な相談・助言
- (4) 服薬確認や健康観察
 - ①発熱、体調不良等利用者に急変が生じた場合の主治医への連絡
- (5) 安否確認、安全確認

9 サービス利用料金及び利用者自己負担額の計算

介護保険の訪問介護サービスを利用する場合の利用料金(利用者負担額)は、別紙「利用料金(自己負担額)表」のとおりです。表中記載の加算については、下記の内容となります。

- (1) 初回加算
新規に訪問介護(介護予防を含む)計画を作成しサービスを開始する場合は、お客様の状況を確認するため、その月のうちにサービス提供責任者が訪問するか、またはヘルパーと同行訪問します。この場合は200単位が加算されます。2か月以上訪問が中断したあとで再開する場合も同様となります。
- (2) 早朝・夜間・深夜加算
早朝(午前6時から午前8時まで)、夜間(午後6時から午後10時まで)、深夜(午後10時から翌朝6時まで)にサービスを提供するときに加算となります。
- (3) 緊急時訪問介護加算
利用者又はそのご家族から要請を受け、居宅サービス計画にない緊急の訪問介護(身体介護)を24時間以内に行った場合、介護支援専門員と連携を図りその必要性を判断した上で、利用料金に加算されます。
- (4) 介護職員処遇改善加算
介護職員の処遇改善を目的とした加算です。サービス別の利用料金に各種加算減算を加えた単位数に加算率を乗じた金額となります。
- (5) 交通費
通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問する場合は、事業所より片道15kmを超える距離について、交通費として10km/ℓで換算したガソリン代の実費の負担となります。

10 利用料金の支払方法

サービス利用料金は毎月末日で締め切り、翌月10日頃まで請求書を発行し、25日まで自動引落し(秋田銀行のみ)または銀行振込か現金持ち込みにてお支払いいただきますよう御願いたします。

11 サービス内容に関する苦情処理体制

利用者またはその家族からの苦情に対して迅速かつ適切に苦情を処理するために、下記の苦情相談窓口を設置します。苦情は、面接、電話、文書にて受け付けます。

苦情相談窓口	苦情受付担当者	管理者 大友 淳子
	住 所	〒014-0801 秋田県大仙市戸地谷字川前 316-17
	電話番号	0187(88)8885 FAX 0187(88)8772
	相談受付時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 (但し、12/31～1/3 及び大曲の花火当日を除く)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大仙市高齢者あんしん相談室 (地域包括支援センター中央)	〒014-8601 大仙市大曲花園町 1-1 電話番号 0187(63)1111(代)
美郷町福祉保険課地域包括支援班 (美郷町役場内)	〒019-1541 仙北郡美郷町土崎字上野乙 170 番地 10 電話番号 0187(84)4907
大曲仙北市町村圏組合介護保険事務所 (大仙市役所仙北庁舎 3F)	〒014-0805 大仙市高梨字田茂木 10 番地 電話番号 0187(86)3910
秋田県国民健康保険団体連合会 (秋田県市町村会館 4F)	〒010-0951 秋田市山王 4 丁目 2-3 電話番号 018(883)1550
秋田県運営適正化委員会 (秋田県福祉サービス相談支援センター) (秋田県社会福祉会館内)	〒010-0922 秋田市旭北栄町 1-5 電話番号 018(864)2726

1 2 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には、事業者は速やかに県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、事業者は速やかに損害賠償を行います。ただし事業者に故意・過失が無かった場合はこの限りではありません。

1 3 緊急時の対応

事業者は現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は家族または緊急の連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治の医師及び居宅介護支援事業者に連絡をとる等の必要な措置を講じます。

○緊急時の連絡先

①主治医氏名、所属医療機関名、所在地、電話番号	
_____ (医療機関名)	_____ (主治医氏名)
_____ (医療機関住所)	_____ (電話番号)
②緊急時家族連絡先、氏名及び続柄、住所、電話番号	
_____ (連絡先氏名)	_____ (続 柄)
_____ (住 所)	_____ (電話番号)

1 4 秘密保持

事業者は業務上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約期間中はもとより、契約終了後においても第三者に漏らすことはありませんし、保持します。

1 5 介護サービス情報の公表

介護保険指定訪問介護事業所に義務付けられた介護サービス情報の公表制度に基づき、事業所の運営状況を公表し、利用者から適切に選ばれるよう努めます。サービス利用の必要により利用者から介護サービス情報の内容開示を求められた場合も、これに応じます。

訪問介護サービスの提供にあたり、本書面に基づいて重要な事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業所 (住 所) 秋田県大仙市戸地谷字川前 316-17
(名 称) 株式会社アルコム
こまち訪問介護事業所

管理者

(説明者職氏名) サービス提供責任者

㊞

本書面により事業者から訪問介護について重要事項の説明を受け、当該サービスの利用開始に同意しました。

令和 年 月 日 利 用 者 (住所) _____

(氏名) _____ ㊞

身元引受人 (住所) _____

(氏名) _____ ㊞ (続柄)